

寒川町選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項若しくは第75条第5項又は市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第30項の規定により、地方自治法第74条第1項若しくは第75条第1項又は市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 814

令和6年3月1日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光